

類似団体別市町村財政指数表

第1 作成の趣旨等

市町村における財政の運営が健全に行われているかどうかを判断するためにはいろいろな見方があるであろうが、その帰するところは次の3点にあるものと考えられる。すなわち、第1は、その財政の運営が堅実であり、よく収支の均衡を保っているかどうか。第2は、その財政の構造が経済の変動や行政内容の変化に対応し得るような弾力性のある状態にあるかどうか。第3は、住民生活の向上や地域経済の発展に即応し得るよう、適正な行政水準が確保されているかどうか。以上の3点である。

個々の市町村の財政運営は、その団体のおかれている条件により、またその運営方法のいかんにより、極めて多様である。しかしながら、仮に、どのような態様の市町村であっても、以上の3点について自らの財政状況を分析し、問題の所在を明らかにし、財政の健全性を確保していかなければならないことは、同様である。このようにして、市町村が自らを省み、将来の計画を策定するに際しては、自らとその態様が類似している団体の財政の実態を把握し、それをもっとも身近な尺度として利用することができるならば、極めて有効となるであろう。

この指数表は、以上の趣旨に基づいて、次の第2に示したとおりの類型別に市町村の平成25年度の決算額等を指数化して示したものである。したがって、そこに示された指数は、現に活動している市町村の具体的な現実の姿であり、あるべき姿ないしは理想図を示したものではないが、それだけに身近な尺度として利用できるはずである。

第2 類型の設定と市町村の選定

1 類型の設定

類型は、市町村の態様を決定する要素のうちで最もその度合が強く、しかも容易、かつ、客観的に把握できる「人口」と「産業構造」により設定しており、本年度は政令指定都市、特別区、中核市及び特例市についてはそれぞれ1類型、都市については16類型、町村については15類型を、平成22年国勢調査の結果を基に設定した。

2 市町村の選定

指数表は、標準的な財政運営を行っている市町村を選定する趣旨により、次の基準によって各類型ごとの市町村を選定した。

- (1) 原則として、平成21年4月1日以降において、大規模な合併が行われていないこと。
- (2) 平成25年度及び平成24年度の決算の実質単年度収支において著しく多額の赤字を生じていないこと。

赤字の額が標準財政規模のおおむね10%以内であること。

(注) 標準財政規模とは、次のとおりである。

(基準財政収入額－市町村民税所得割における税源移譲相当額の25%－地方譲与税－交通安全対策特別交付金)×100/75 + 地方譲与税 + 交通安全対策特別交付金 + 普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額

なお、基準財政収入額は、錯誤に係る是正分を控除し、また合併市町村については一本算定により算出した額によるものである。

- (3) 平成 25 年度決算の実質収支において、著しく多額の赤字（標準財政規模のおおむね 20% 以上）を生じていないこと。
- (4) 平成 25 年度決算において地方債の元利償還金が財政の著しい負担（「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき算定した実質公債費比率がおおむね 25% 以上）となっていないこと。

(注)実質公債費比率の算式は、次のとおりである。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E-D}$$

A：地方債の元利償還金（繰上償還等を除く）

B：地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」）

C：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源

D：地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入公債費の額」）及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入準公債費の額」）

E：標準財政規模（「標準的な規模の収入の額」）

* 「準元利償還金」（上記 B 関連）

①満期一括償還地方債の 1 年当たりの元金償還金相当額

②公営企業債の元利償還金に対する普通会計からの繰入金

③一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等

④債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの（PFI 事業に係る委託料、国営事業負担金、利子補給等）

⑤一時借入金の利子

*平成 23 年度～平成 25 年度の各年度ごとに求めた数値を平均し、小数点第 2 位以下を切り捨てたものである。

- (5) 平成 25 年度の財政構造に著しい変化を与えるような災害等の特殊事情（その費用が歳出規模のおおむね 20% 以上のもの）が生じていないこと。
- (6) 平成 25 年度決算において、収益事業収入が著しく多額（歳入総額のおおむね 20% 以上）となっていないこと。

以上の選定基準によって選定した団体数及び類型の構成は次のとおりである。

類型設定

政令指定都市（1 類型）

選定団体数 20 団体（該当団体数 20 団体）

特別区（1 類型）

選定団体数 23 団体（該当団体数 23 団体）

中核市（1 類型）

選定団体数 42 団体（該当団体数 42 団体）

特例市（1 類型）

選定団体数 40 団体（該当団体数 40 団体）

都市		Ⅱ次、Ⅲ次 95%以上		Ⅱ次、Ⅲ次 95%未満		計	
		Ⅲ次 65%以上	Ⅲ次 65%未満	Ⅲ次 55%以上	Ⅲ次 55%未満		
		3	2	1	0		
50,000 人未満	I	7 (7)	11 (12)	167 (172)	62 (62)	247	(253)
50,000～100,000	Ⅱ	12 (12)	20 (20)	190 (198)	38 (40)	260	(270)
100,000～150,000	Ⅲ	8 (8)	- (-)	86 (88)	11 (11)	105	(107)
150,000 人以上	Ⅳ	2 (2)	2 (2)	50 (50)	4 (4)	58	(58)
計		29 (29)	33 (34)	493 (508)	115 (117)	670	(688)

町村		Ⅱ次、Ⅲ次 80%以上		Ⅱ次、Ⅲ次 80%未満	計	
		Ⅲ次 55%以上	Ⅲ次 55%未満			
		2	1	0		
5,000 人未満	I	74 (78)	27 (28)	124 (131)	225	(237)
5,000～10,000	Ⅱ	85 (91)	37 (40)	104 (111)	226	(242)
10,000～15,000	Ⅲ	72 (75)	22 (26)	43 (44)	137	(145)
15,000～20,000	Ⅳ	75 (82)	19 (24)	28 (30)	122	(136)
20,000 人以上	V	136 (138)	21 (22)	9 (9)	166	(169)
計		442 (464)	126 (140)	308 (325)	876	(929)

- (注) ① 都市及び町村とも（ ）外は選定団体数、（ ）内は該当団体数を示す。
- ② 人口及び産業構造は平成 22 年国勢調査によった。なお、産業構造の比率は、分母を就業人口総数（分類不能の産業を含む。）とし、分子のⅡ次、Ⅲ次就業人口には分類不能の産業を含めずに算出している。
- ③ 市町村数は平成 26 年 3 月 31 日現在によった。

第3 指数表の作成要領

1 一般的事項

- (1) 調査期日は以下のとおり。

地方財政状況調査（本表、附表 1-1 及び 1-2 並びに附表 2～7） 平成 26 年 5 月 31 日現在
市町村税課税状況等の調（附表 1-3 関係） 平成 26 年 7 月 1 日現在

- (2) 本表、附表 1-1 及び 1-2 並びに附表 2～6 については、普通会計の平成 25 年度決算額を基礎として作成しており、会計の範囲は、毎年度実施している地方財政状況調査の普通会計に関する部分と同一であり、経費区分及び財源区分についても合致するものである。

なお、普通会計とは、公営企業会計、収益事業会計、国民健康保険事業会計、介護保険事業会計、農業共済事業会計、交通災害共済事業会計及び後期高齢者医療事業会計以外のすべての会計を純計して一つの会計とみなしたものである。

- (3) この指数表中、平均値とは、特に断りのない限り、類型内の団体の数値の合計を団体数で除した値（単純平均値）とする。

- (4) この指数表中、中央値とは、特に断りのない限り、類型内の団体の数値を大小の順に並べたときの中央の値とする。

- (5) この指数表中 4 分位法によって数値を示している個所があるが、「第 1・4 分位数」とは、数値を低い方から高い方へ順次に並べて、数値の低い方から、全体の 1/4 の位置に、「中位数」とは、同じように 1/2 の位置に、「第 3・4 分位数」とは、同じように 3/4 の位置に当たる数値を示すものである。なお、中位数と中央値は同義である。

- (6) この指数表中、表示単位未満の数値は四捨五入したため内訳の計と総数とが合わない場合がある。

- (7) この指数表中、表内の記号「－」は皆無（該当なし）である。

- (8) この指数表中、人口 1 人当たり額等において基礎とした人口は、平成 26 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳登録人口である。

- (9) この指数表中、概況 7、本表 1、本表 2 における平成 24 年度の数値は、平成 25 年度の類型区分、団体選定に基づき再計算したものである。

2 本表 1 収入の状況

- (1) 収入科目の区分については、次の点に注意すること。

ア 保育所の保育児童についての個人負担金は、当該団体が設置している保育所に入所している者に係る分については「使用料」に計上し、当該団体以外のものが設置している保育所に入所している者に係る分及び他団体から委託を受けた措置児童に係る分については「分担金及び負担金」に計上している。

イ 国庫支出金のうち、都道府県の予算をとおして交付されるものについては「都道府県支出金」に計上し、国庫から直接交付を受けるものだけを「国庫支出金」に計上している。

ウ 公営事業に係る一部事務組合からの配分金のうち、競馬、競輪等の収益事業を共同処理する一部事務組合からのものについては、「諸収入」の「収益事業収入」に計上し、その他については、「繰入金」に計上している。

(2) 臨時的収入と経常的収入との区分は、おおむね次に掲げるような収入を臨時的収入とし、その他の収入を経常的収入としている。

ア 収入科目により臨時的収入に区分されるもの

- (ア) 市町村税の目的税のうち都市計画税、法定外普通税及び法定外目的税
- (イ) 地方交付税のうち特別交付税
- (ウ) 財産収入のうち、不動産売払収入、物品売払収入、生産物売払収入（常時生産される生産物に係るもの及び伐採計画に基づく立木等に係るものを除く）及び基金運用収入
- (エ) 分担金、負担金（保育児童、老人等施設措置に係る負担金及び市町村分賦金のうち組合の運営等に要する事務費等を除く）
- (オ) 寄附金
- (カ) 繰入金
- (キ) 繰越金
- (ク) 地方債
- (ケ) 諸収入のうち、延滞金、加算金、過料、臨時的な貸付金の元利収入（公営企業貸付金元利収入を含む）、受託事業収入、収益事業収入及び雑入（経常的に収入されるものを除く）

イ 収入の内容によって臨時的収入に区分されるもの

- (ア) 市町村税のうち適用期限のある超過課税収入分
- (イ) 国庫支出金、都道府県支出金、使用料及び手数料のうち建設事業又はその他の臨時的経費の特定財源として収入されるもの
- (ウ) 特定財源に属する収入のうち、その充当すべき経費を超えて収入されたもの（一般財源等振替分）
- (エ) 国庫支出金及び都道府県支出金のうち、各種利子補給金又は過年度分の精算に係る額（ただし、生活保護費国庫負担金のように毎年度同じように繰り返し精算されるものの精算額は除く）

(3) 特定財源と一般財源等の区分

特定財源とは、その収入された年度の特定の支出に充当される収入をいい、一般財源等とは前記以外の収入をいう。

一般財源等として取り扱うものを示すと、次のとおりである。

- ア 市町村税（目的税を含む）
- イ 地方譲与税
- ウ 利子割交付金
- エ 配当割交付金
- オ 株式等譲渡所得割交付金
- カ 地方消費税交付金
- キ ゴルフ場利用税交付金
- ク 特別地方消費税交付金
- ケ 自動車取得税交付金
- コ 軽油引取税交付金

サ 国有提供施設等所在市町村助成交付金

シ 地方特例交付金

ス 地方交付税

セ 交通安全対策特別交付金

ソ 特別区財政調整交付金

タ 国庫支出金、都道府県支出金

首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律又は旧産炭地域振興臨時措置法に基づく高率補助金、特定防衛施設周辺整備調整交付金、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法に基づく再編交付金、電源立地地域対策交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金、災害復旧事業の施越事業に係るもの、伝染病対策に係る補助金等で過年度分の精算に係る額。ただし、生活保護費国庫負担金のように、毎年度同じように繰り返し精算されるものは除く。

チ 使用料、手数料

水利権又は無体財産権の使用に対するもの、道路占用料、河川占用料、行政財産の目的外の使用に対するもの及び前記以外のものでその収入が必要経費を超過する場合の超過額

ツ 寄附金

寄附目的が特定されていないもの又は総称的な経費の財源となるもの

テ 財産収入

財産の運用による収入及び財産の売払代金であって、当該財産と代替的に取得される財産等の取得に要する経費の財源に充てられるもの以外の収入及び売却目的が具体的事業に特定されない収入

ト 繰入金

財政調整基金及び減債基金の取崩し額並びにその使途目的が抽象的若しくは総称的な経費の財源となるもの

ナ 諸収入

預金利子その他これに類するもので、その収入額が必要経費を超える額又は使途の特定されない収入額及び収益事業収入額

ニ 繰越金

継続費通次繰越、明許繰越、事故繰越、事業繰越及び支払繰延の財源として充当すべきものを除いた純剰余金

ヌ 地方債

歳入欠かん等債、減収補填債特例分、臨時財政対策債、施越事業に係る災害復旧事業債

ネ 市町村分賦金

一部事務組合が構成市町村から「分担金・負担金」として徴収したもの

ノ 特定財源に属する収入のうち、その充当すべき経費を超えて収入されたもの

(4) 特定財源の経費別充当順序

ア 特定財源の総額が充当経費を超える場合におけるその充当順序は、国庫支出金、都道府

県支出金、地方債、分担金、負担金、寄附金、繰入金、財産収入、使用料、手数料、諸収入の順序としている。

イ 特定財源を性質別歳出の各項目ごとに充当するに当たり、各項目ごとに特定し難いものについては、原則として、まず、扶助費及び補助費等に充当し、なお収入に余裕がある場合は、次いで維持補修費、物件費の順に充当する。その結果、さらに収入に余裕があるときには一般財源等として取り扱うことになるが、次に掲げる収入については、当該事務に係る人件費の財源として充当している。

- (ア) 独立採算的な事業（例えば、動物園及び会館）等に係る収入
- (イ) 授業料、保育所使用料、住宅使用料等に係る収入
- (ウ) 各種検査、検診、監視手数料及び狂犬病予防手数料に係る収入
- (エ) 諸収入のうち、予防接種実費徴収金に係る収入
- (オ) 財産収入のうち、各種生産物売払に係る収入

3 本表 2 性質別経費の状況

(1) 性質別経費の科目区分については、次の点に注意すること。

- ア 人件費のうち、建設事業の事務費から支弁されるものは、投資的経費に含めて計上し、人件費には含めていない。
- イ 要保護又は準要保護児童生徒に対する就学援助費は、「扶助費」に計上している。
- ウ 児童手当及び子ども手当は、「扶助費」に計上している。
- エ 社会福祉施設に法律上の措置又は保護を受けて入所した者等に要する経費のうち、人件以外の現金又は物件の提供に要した経費を「扶助費」に計上するが、法律によらず市町村単独で行っているものも同様とする。

(2) 臨時的経費と経常的経費との区分は、おおむね次に掲げるような経費を臨時的経費とし、その他の経費を経常的経費としている。

- ア 経費の科目により、臨時的経費に区分されるもの
 - (ア) 人件費のうちの災害補償費（地方公務員災害補償基金負担金を除く）
 - (イ) 補償金、欠損補填金、繰上充用金、賠償金、償還金（地方債に係るものを除く）、小切手支払未済償還金
 - (ウ) 積立金、投資及び出資金、繰出金（国民健康保険事業会計（事業勘定）に対する保険基盤安定制度に基づく繰出金、後期高齢者医療事業会計及び介護保険事業会計に対する法令等の規定に基づく繰出金及び法非適の公営企業に対する繰出基準に基づく繰出金（建設事業費に係るものを除く）を除く）
 - (エ) 貸付金のうち、法令等の規定に基づき制度化されたもので、年度を超え数年度にわたり継続的に支出される等経常的に支出される貸付金以外のもの
 - (オ) 公債費のうち転貸債及び繰上償還に係るもの
 - (カ) 普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費

イ 経費の性質により、臨時的経費に区分されるもの

- (ア) 行政整理、勸奨による退職に要した退職手当

- (イ) 特別職（教育長を含む）に対する退職手当
- (ウ) 選挙の執行に要した経費（常時啓発及び選挙人名簿調製のための経費を除く）
- (エ) 各種センサス、国土調査、新市町村建設計画策定のための調査等、特に大規模な統計調査のための経費
- (オ) 災害対策関係経費
- (カ) 工場誘致関係経費
- (キ) 国体開催、行幸啓、合併記念行事等の大規模な記念行事及び全国的会議等の開催等に要する経費
- (ク) 伝染病の流行によって要した対策費
- (ケ) 大規模な事務改善に要する経費
- (コ) 人口急増等、一時的現象に伴い必要とした経費

- (サ) 補助費等のうち、下記以外のもの
 - ・法令等の規定に基づいて毎年継続して支出されるもの
 - ・法適用の公営企業に対する繰出基準に基づく繰出金（ただし、同繰出金のうち、①上水道事業の消火栓に要する経費（建設改良に要する経費に限る。）、②交通事業の都市高速鉄道建設費に要する経費、③病院事業の建設改良に要する経費（建設改良費に限る。）、④簡易水道事業の建設改良に要する経費（建設事業費に係るものに限る。）に係るものを除く）
 - ・国庫支出金を伴うもので毎年度継続して支出されるもの
 - ・長期間設置されている公共団体等に対する負担金、補助金及び交付金として支出されるもの
- (シ) 上記のほか、単年度又は短期間の年度に限って要した経費

4 附表3 補助交付金の状況

「単独に係る補助交付金」は、「本表2 性質別経費の状況」の「5 補助費等」欄の「決算額」の項に含まれている補助交付金のうち市町村が単独で行うものを計上している。

5 附表4 扶助費の状況

「扶助費の状況」は、「本表2 性質別経費の状況」の「4 扶助費」を「補助事業」、「単独事業」及び「合計」に区分して計上している。

6 附表5 積立金・債務負担行為及び地方債現在高の状況

積立金、債務負担行為額（平成26年度以降支出予定額）及び地方債について平成25年度末現在高を計上している。

7 附表6 地方債年度別償還状況

平成25年度末における地方債現在高について平成26年度から31年度までの償還状況を計上している。

8 附表7 国民健康保険事業の状況

- (1) 「決算状況」は、事業勘定を計上している。
- (2) 「事務職員の状況」のうち「平成26年4月1日現在事務職員数」は、事業勘定に係るも

のを計上している。

第4 指数表の利用の方法

1 総括的注意事項

(1) 財政分析を行うに当たっては、財政の健全性を保持するための3つの要件、すなわち、長期的な視野のもとに「財政運営の堅実性」、「財政構造の弾力性」及び「行政水準の確保」が充足され、計画的かつ安定的な財政運営が行われているかどうかについて判断が得られることが必要である。

(2) 比較すべき類型の選定に当たっては、当該市町村の現状と特色を十分把握して決定する必要がある。

なお、指数表の市町村選定類型に属さない市町村は、最も条件の類似している類型を選定すべきであり、人口過少な市又は人口過大な町村にあっては、市と町村の行政権能の差を考慮しながら、都市にあっては町村の、町村にあっては都市の、それぞれ該当する類型を利用すべきである。

(4) 指数表は、各類型について「あるべき姿」や「理想図」を示したものではなく、具体的な財政運営が行われている市町村の実態を素材として作成しているため、個々の指数について見るときは、すべての指数が財政運営の指針となるものではなく、中には改善を要するものもある。したがって、これを利用する際は、示されている指数よりも、より良い財政状況を確立するよう努めなければならない。

(5) 指数表の類型は、「人口」と「産業構造」の2つの要素によって設定されているが、市町村の財政は単に人口や産業構造だけによって決まるものではないので、当該市町村の自然的、社会的、経済的条件等もあわせて考慮しなければならない。

2 歳入の検討

(1) 総括的検討

ア 歳入の安定性歳入が安定性に富んでいる状態とは、経常的に確保することのできる歳入の歳入総額に占める割合が比較的高く、かつ、当該歳入が行政活動の伸展に対応して伸長を示している状態にあることをいう。したがって、歳入の安定性を検討するには、歳入総額から臨時的な歳入を差し引いて経常的な歳入を算出し、これの歳入総額に占める比率を指数表の当該数値と比較して検討する。

イ 歳入の弾力性歳入が弾力性に富んでいる状態とは、用途の特定されない歳入の歳入総額に占める割合が比較的高く、かつ、歳入構造が行政需要の増大による財政需要の変動に対応できる状態にあることをいう。したがって、歳入の弾力性を検討するためには、一般財源の歳入総額に占める比率を指数表の指数と比較検討する。

(2) 個別的検討

個別的検討としては、すべての歳入項目についての人口1人当たり額、構成比及び対前年度増減額を指数表による指数と比較し、極端に差があるものについてはその要因を附表によって検討することが必要である。

ア 税収入(附表1) まず「徴収状況」の表によって徴収率の比較を行うほか、税目別の構成状況を比較し、次に「市町村民税所得割の状況」の表によって所得割の状況を比較

することによって、それぞれ税源について当該市町村の特徴を見出すとともに税目別の標準税収入額と比較することによって課税標準の把握に問題がないかどうかを検討すべきである。

- イ 地方債 地方債については、基準財政需要額に元利償還金の一部が算入されるものなどがあるが一概に言えないが、その多くは元利償還金が将来の財政負担となるものであり、財政運営に弾力性を失わせる一因となるものである。地方債元利償還金から特定財源及び基準財政需要額に算入された元利償還金を差し引いた額の標準財政規模に対する割合を検討し、それが高い比率を占める市町村は、地方債収入が多くなならないようにすべきである。

3 性質別歳出の検討

- (1) 歳出の弾力性 性質別歳出の総括的な検討としては、本表 2 より、経常的歳出に充当されている一般財源等の構成状況とその対前年度増減によって歳出構造の弾力性を検討する必要がある。すなわち、経常的経費に充当された一般財源等の対前年度増加額と経常的一般財源等の対前年度増加額とを比較して、前者が少ないほど歳出構造の弾力性があると判断できるわけである。
さらに、人件費や扶助費、公債費のように義務的性格の強い経費に充当されている一般財源等の構成状況を比較検討すべきである。
- (2) 物件費（附表 2） 物件費については、物価差、交通事情、寒冷度等のほか、施設の設備状況等を考慮して比較する必要がある。
- (3) 負担金、寄附金、補助交付金（附表 3） これらについては、当該団体における財政事情を勘案し、公益上必要がある場合に限り支出できるものである。いたずらに他を模倣すべきでなく、市町村自身がその内容を十分検討して支出すべきである。
- (4) 扶助費（附表 4） 扶助費の状況を把握するとともに、あわせて当該市町村の行政上の特殊性に注意すべきである。

4 国民健康保険事業の状況（附表 7）

- (1) 収入・支出の被保険者 1 人当たり額を比較して問題点をみつける。
- (2) 事務職員数、給料月額を比較して、事務費を検討する。